



令和3年10月25日

尾張旭市長 森 和 実 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会 長 伊 藤 雅



議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び
教育長の給料及び期末手当の額について（答申）

令和3年10月8日付け3人第89号で諮問のあったこのことについて、公
平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記のと
おり答申します。



別 記

1 議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額

(1) 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額 (以下「月例給」という。)

据置きとすることが適当である。

(2) 議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額 (以下「期末手当額」という。)

次のとおり、期末手当額については、支給月数を0.1月分引き下げる
ことが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	減少月数
市 長	3. 3 5 月	3. 2 5 月	0. 1 月
副市長			
教育長			
議 長			
副議長			
議 員			

2 改定の時期

令和3年12月1日から改定することが適当である。

3 審議会の内容

本審議会は、市長から議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和3年10月8日に審議会を開催し、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、以下の論点を中心に進められた。

(1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

令和3年人事院給与勧告において、国家公務員の一般職の給料月額は据置き、期末手当の支給月数は0.15月分引下げの勧告がなされた。また、

国家公務員の指定職の給料月額は据置き、期末手当の支給月数は0.1月分引下げの勧告がなされた。

(2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、人事院給与勧告に準じて、給料月額は据置き、ボーナスは4.45月分から4.30月分へ0.15月分引下げ、期末手当の支給月数に引下げ分を反映させる減額改定を行う方向で事務を進めている。

(3) 経済情勢

日本経済全体では、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は甚大であり、景気は一部の業種や職種を除き依然として厳しい状況にあり、本市においても同様な印象を受ける。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、緩やかに回復していくことが期待されるが、感染の動向が内外経済に与える影響に注視する必要があるとされている。

(4) 財政状況

本市の財政指標は、県内各市と比較するとやや下位となるものの、全国的な比較では上位に位置する。

(5) 特別職の職責

市長、副市長及び教育長は、新型コロナウイルス感染症の対策を図りながら、市政運営に積極的に取り組んでいる。

また、議会の議員についても、開かれた議会を目指すため意見交換会や議会報告会を実施するなど、議会の活性化及び改革に積極的に取り組んでいる。

(6) 特別職の月例給の水準

支給額を比較すると、本市の特別職の月例給は、平均並みかやや低い水準にある。

本審議会としては、上記の論点を中心に議論が展開されたが、令和3年人事院給与勧告では指定職の月例給は据え置かれ、期末手当は0.1月分の引下げがされたことなどを念頭に置き審議を進めた。

その中で、地域経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい現状にあるが、愛知県の給与等に関する報告及び勧告が人事院給与

勧告と同じ内容であり、県内各市の対応状況についても人事院給与勧告に準じた対応としていることなどを総合的に検討し、月例給は据置くことが適当であるとの結論に至った。

また、期末手当額の審議の過程においては、期末手当額の引下げにあたり、人事院給与勧告では一般職と指定職とでは引下げ月数が異なる点について、一般職の引下げ月数に合わせるべきとの意見も出されたが、人事院給与勧告における一般職と指定職の支給月数の改定に関する考え方を踏まえて審議を重ねた結果、期末手当額は0.1月分引下げることが適当であるとの結論に至った。

